

上島合併協議会

第10回新町の名称・事務所の位置検討小委員会

会 議 資 料

日 時：平成15年4月16日（水）午後2時15分から
場 所：弓削町総合庁舎 3階第1会議室

第10回新町の名称・事務所の位置検討小委員会会次第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 事

本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）の位置について

..... 1 ページ

協議会での確認事項について

..... 2 ページ

4. その他

5. 閉 会

事務所の位置について

(1) 本庁 (管理・事務局部門を置く総合支所) の位置について

(2) 協議会での確認事項について

A 案

事務所の位置について
総合支所方式とする。 新町の事務所（管理・事務局部門を置く総合支所）の位置は、 町村 番地とする。 また、現在の弓削町、生名村、岩城村及び魚島村役場のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。 なお、本庁方式へ移行する際は、新町において検討する。

B 案

事務所の位置について
新町の事務所（管理・事務局部門を置く総合支所）の位置は、 町村 番地とする。 また、現在の弓削町、生名村、岩城村及び魚島村のそれぞれの役場の位置に総合支所を置くものとする。 なお、本庁方式へ移行する際は、新町において検討する。

C 案

事務所の位置について
現在の弓削町、生名村、岩城村及び魚島村役場のそれぞれの役場の位置に総合支所を置くものとする。 新町の事務所（管理・事務局部門を置く総合支所）の位置は 町村 番地とする。 なお、本庁方式へ移行する際は、新町において検討する。

D 案

事務所の位置について
新町の事務所の位置は、 町村に置く。 また、それぞれの役場を総合支所とする。 なお、本庁方式へ移行する際は、新町において検討する。

(2) 協議会での確認事項について

(案)

事務所の位置について
<p>現在の弓削町、生名村、岩城村及び魚島村のそれぞれの役場の位置に総合支所を置くものとする。</p> <p>管理・事務局部門を置く総合支所は、 町村とする。</p> <p>なお、新町の公共施設整備については適正配置に努める。</p> <p>本庁方式へ移行する際は、新町において改めて協議する。</p>